

電子納付利用可能事件一覧

令和5年7月28日

【山形地方裁判所】(支部を含む。)

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備考
			(郵便料)	(郵便料以外) 【欄外※1】	
民事	〈訴訟・労働審判関係〉				
	通常訴訟事件	ワ	○	○	
	手形及び小切手訴訟事件	手ワ	○	○	
	行政訴訟事件	行ウ	○	○	
	控訴提起事件 【欄外※2】	ワネ、行ヌ	○	△	
	控訴事件	レ	○	○	簡易裁判所の判決に対する控訴事件になります。
	上告提起事件 【欄外※2】	レツ	○	△	
	抗告提起事件 【欄外※3】	ソラ、行カ	○	△	
	抗告事件	ソ	○	○	簡易裁判所の決定に対する抗告事件になります。
	民事調停事件(民事一般、宅地建物、農事、商事、鉱害、交通、公害等)	ノほか	○	○	
	民事雑事件(証拠保全申立て等)	モ	○	○	
	労働審判事件	労	○	○	
	〈執行関係〉				
	不動産等に対する強制執行事件、不動産等を目的とする担保権の実行としての競売等事件	ヌ、ケ	○	△ 備考欄参照	買受申出保証金及び売却代金については、電子納付は利用できません。
	財産開示事件、第三者からの情報取得事件	財チ、情チ	○	○	
〈破産・再生関係〉					
破産事件	フ	×	○		
再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件	再、再イ、再ロ	×	○		
刑事	公判請求事件	わ	△	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は、事前に担当書記官にご連絡ください。

【簡易裁判所】(山形地裁管内)

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備考
			(郵便料)	(郵便料以外) 【欄外※1】	
民事	通常訴訟事件	ハ	×	○	
	少額訴訟事件	少コ	×	○	
	手形及び小切手訴訟事件	手ハ	×	○	
	控訴提起事件 【欄外※2】	ハレ	△ 備考欄参照	/	事件記録が控訴審(地方裁判所)に到着した後に、控訴審で郵便料を電子納付することは可能です。 郵便料の電子納付を希望する場合は、控訴状提出時にその旨をお申し出ください。
	抗告提起事件 【欄外※3】	ハン	△ 備考欄参照	/	事件記録が抗告審(地方裁判所)に到着した後に、抗告審で郵便料を電子納付することは可能です。 郵便料の電子納付を希望する場合は、抗告状提出時にその旨をお申し出ください。
	民事調停事件(民事一般、宅地建物、農事、商事、鉱害、交通、公害等)	ノほか	×	○	
	特定調停事件	特ノ	×	○	
	民事雑事件(証拠保全申立て等)	サ	×	○	
公示催告事件	ヘ	×	○		
刑事	公判請求事件	ろ	/	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は、事前に担当書記官にご連絡ください。

(参考)他にも利用できる事件
【仙台高等裁判所】

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備考
			(郵便料)	(郵便料以外) 【欄外※1】	
民事	控訴事件	ネ、行コ	○	○	
	上告事件	ツ	○	○	
	抗告事件	ラ、行ス	○	○	
刑事	控訴事件	う	/	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は、事前に担当書記官にご連絡ください。

※1 主な例として、証人旅費日当や鑑定料(通常訴訟、行政訴訟事件等)、現況調査手数料(不動産等に対する執行事件)、官報公告掲載料(破産、再生、公示催告事件)、保釈保証金(刑事公判請求事件、刑事控訴事件) などがあります。

※2 原審の裁判所(地方裁判所又は簡易裁判所)が上訴状(控訴状や上告状)を受領した後、当該事件記録を上訴審の裁判所(高等裁判所又は地方裁判所)に送付するまでの間の事件を、「控訴提起事件又は上告提起事件」と呼びます。上訴審の裁判所が事件記録を受領したときは、改めて事件符号及び番号が付されます。

※3 原審の裁判所(地方裁判所又は簡易裁判所)が抗告状を受領した後、当該事件記録を抗告審の裁判所に送付するまでの間の事件を、「抗告提起事件」と呼びます。抗告審の裁判所が事件記録を受領したときは、改めて事件符号及び番号が付されます。

◎ この表に記載がない事件については、担当部署に電子納付が可能かどうかを照会してください。